

令和7年12月2日以降は現行の**カード型健康保険証**（及び**高齢受給者証**）は使用できません



「マイナ保険証」**未登録の方**には**10月17日以降**
「**健康保険資格確認書**」を職場経由で**配付**
します。（※対象者からの申請は**不要**です。）

Q：「**健康保険資格確認書**」とは？

A：マイナ保険証への切り替えが済むまでの**暫定措置**として発行されます。

医療機関等の窓口で提示すれば、健康保険を使って治療が受けられます。



「**健康保険資格確認書**」は **A4サイズの書面**です。

＜配付方法＞ 会社経由で封書を配付（家族分含む）

＜発行対象＞ **2025年9月1日時点**で「マイナ保険証」**未登録の方**

＜利用する時＞ ・**有効期限があります**ので必ず確認
・高額な医療費の窓口負担を軽減するには健保組合に
「**限度額適用認定書**」の申請が必要

留意点： 以下の場合には健保組合に「健康保険資格確認書」の**返却**が必要です。

・「マイナ保険証」を登録したとき

※「**資格確認書返却届**」とあわせて**健康保険組合へ返却**

・退職などで当健保組合から外れる(脱退する)とき

※**退職時はお勤め先の総務（人事）部門などに返却方法を確認**

・家族の扶養を削除するとき

※被扶養者異動届（削除用）と一緒に指定の提出先へ返却

資格確認書返却届▼

